

宇部市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「特定建設工事共同企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げるものとする。ただし、対象工事として掲げられている工事であっても、単体施工が可能な工事であれば、原則として単体施工で行うこととする。

- (1) 請負設計金額が2億円以上の土木工事
- (2) 請負設計金額が2億5千万円以上の建築工事
- (3) 前2号に掲げる工事以外の建設工事であって、請負設計金額が1億5千万円以上のもの

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるところによるものとする。

ただし、通常の規模を大幅に上回る規模であって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障が生じないと認められる限り、例外的措置として5社までとする。

- (1) 土木工事 請負設計金額が2億円以上の場合 2社
請負設計金額が4億円以上の場合 3社
- (2) 建築工事 請負設計金額が2億5千万円以上の場合 2社
請負設計金額が5億円以上の場合 3社
- (3) (1)及び(2)以外の工事 2社

(構成員の組合せ)

第5条 特定共同企業体の構成員の組合せは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内建設業者のみで施工可能な工事の場合は、市内建設業者同士の組合せとする。
- (2) 市内建設業者のみでは対応できない工事の場合は、市内建設業者と市外建設業者の組合せとする。
- (3) 市外建設業者でしか対応できない工事の場合は、市外建設業者同士の組合せとする。（ただし、下請可能な工事は、市内業者に施工させるものとする。）

2 前項第1号及び第2号において、市内建設業者の数が不足する場合は、市外建設業者で代替することができるものとする。

(構成員の資格)

第6条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも5年以上あること。
- (2) 当該工事に対応する市の競争入札参加資格の等級が、最上位等級又は第2等級に属する者であること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(結成方法)

第7条 特定共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。ただし、必要と認めるときは、予備指名を行うことができる。この場合、適当と認める業者を原則として、1グループの総当たり制により行うこととする。

2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員になることはできない。

(出資比率)

第8条 出資比率の最小限度基準については、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案しておおむね次によるものとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 15パーセント以上
- (3) 4社以上の場合及び前2号によることが困難な場合 その都度定める。

(代表者)

第9条 特定共同企業体の代表者は、構成員中施工能力が最も大きい者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(その他)

第10条 この要領により難しい場合には、宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会で協議して決定するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 宇部市特定建設工事共同企業体運用基準は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。